

聖隷ヘルパーセンター重要事項説明書 (指定介護予防訪問サービス)

指定介護予防訪問サービスの提供に関し、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	青木 善治
電話番号 F A X	0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 0 0 0 5 3 - 4 1 3 - 3 3 1 4

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防訪問サービス		
事業所の名称	聖隷ヘルパーセンター		
所在地	〒433-8125 静岡県浜松市中央区和合町555		
開設年月日	平成18年 4月 1日		
電話番号 F A X	0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 0 0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 9		
管理者	白野 静香		
介護保険事業者番号	2277100638		
介護予防訪問サービス 指定年月日	平成18年 4月 1日		
サービス提供する実施 地域	浜松市中央区（葵東、小豆餅、有玉、泉、泉町、大平台、上島、上西町、鴨江、鴨江町、神ヶ谷町、幸、佐鳴台、蜷塚、鹿谷町、城北、下池川町、新津町、十軒町、助信町、住吉、早出町、高丘西、高丘東、高丘北、高林、伝馬町、常磐町、富塚町、中沢町、西鴨江、西山町、布橋、野口町、萩丘、八幡町、曳馬、曳馬町、広沢、船越町、文丘町、三組町、元魚町、元城町、元浜、和合町、和合北、和地山）		
第三者評価の実施 の有無	有 ☐ 無 ☒	実施した年月日	
実施した評価機関 の名称		評価結果の開示状況	有 ☐ 無 ☒

3. 営業日及び営業時間

受付時間	月曜日から金曜日（国民の祝日を除く） 午前8時30分から午後5時 但し12月29日から1月3日は除く
サービス提供日	月曜日から日曜日（12月29日～1月3日は休日） 但し、年末年始の訪問は御相談に応じます。
サービス提供時間	午前7時から午後9時 上記以外の時間は御相談に応じます。

- センターへの上記受付時間外の連絡は、053-475-5500の留守番電話に伝言して下さい。

4. 職員の概要

介護福祉士、訪問介護員等1・2級、初任者研修修了者、実務者研修修了者の職員が従事しています。

5. 聖隷ヘルパーセンターの概要

（1）事業の目的

利用者が居宅において、心身の機能の改善を通じて出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、入浴、排泄、その他の生活全般にわたるサービスの提供を行うことを目的としています。

（2）運営方針

ご自宅で安心して暮らせる介護予防訪問サービスを提供します。

（3）介護サービスの内容

1) 提供するサービスは以下のとおりです。

身体介護	①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④整容 ⑤食事介助 ⑥衣類の着脱 ⑦清拭 ⑧入浴介助 ⑨服薬介助 ⑩体位変換 ⑪通院介助 （院内の待ち時間を除く）⑫外出援助 ⑬その他
生活援助	このサービスを利用できる方は、一人暮らしの方・利用者の家族等が障害や疾病がある方や、そうでなくても同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合となっています。 ①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買い物 ⑤薬受け取り ⑥衣類の入れ替え ⑦その他

① 介護予防訪問サービス計画を作成し、説明して利用者にお渡します。

② サービスの提供に用いる器具類については、安全・衛生に常に注意を払い使用します。

③ 金融機関での入出金サービスは原則として実施していません。

2) 保険給付として適当でないサービス内容は、別紙①になります。

3) 医療行為は実施できません。

但し、喀痰吸引研修終了者のみ痰吸引、胃管からの注入は実施出来ます。

4) ご本人不在のサービス実践は行っていないので、必ず事前にご連絡下さい。

(4) 記録

介護予防訪問サービス計画に従ったサービスの実施状況及び評価を記録します。

(5) 介護予防訪問サービス計画の変更の援助

サービスの実施状況を地域包括支援センターに報告する等の連絡やサービスの調整に努めます。

(6) 他事業所との連携

いくつかの事業所よりサービスを受けている場合は、必要に応じて連絡を取りながらサービスの提供をいたします。

(7) 訪問介護員等の変更について

訪問介護員等の変更を申し出ることができます。これを拒む正当な理由が無い限り事業所は変更に応じます。

6. 利用料金

別紙②に定めます。

7. 身元引受人

身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は、民法（債権法）を定める保証人としての責務を負います。

重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度 60 万円を限度とする。
- (3) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

8. 苦情申し立て

内容	別紙約款 10 条の内容に関する事。
対応時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 但し、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。
申し立て先	聖隷ヘルパーセンター 管理者 白野 静香 電話 0 5 3 - 4 7 5 - 5 5 0 0

その他の申し立て先

- 浜松市 介護保険課 電話：0 5 3 - 4 5 7 - 2 8 7 5
- 中央福祉事業所 長寿支援課
中央区役所内 電話：0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 2 4
南行政センター 電話：0 5 3 - 4 2 5 - 1 5 7 2
西行政センター 電話：0 5 3 - 5 9 7 - 1 1 1 9
- 静岡県国民健康保険団体連合会
介護苦情相談窓口 電話：0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0

9. 利用者の留意点

(1) 訪問スケジュールの変更について

利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めに当事業所にご連絡下さい。

事情によっては、御希望に応じる事ができない場合があります。

(2) 訪問時のもてなしの辞退

訪問時に職員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮いたします。

説明日 年 月 日

説明者 聖隷ヘルパーセンター

印

担当者

平成24年7月1日から実施する。

平成27年4月1日 一部改訂（医療行為の変更）

平成29年4月1日 改訂（介護予防・日常生活支援総合事業）

平成29年10月1日 管理者変更

2019年5月1日 一部改訂（第三者評価の有無追加の為）

2020年4月1日 一部改訂（民法の一部改正の為）

2021年4月1日 一部改訂（事業者代表者、法人所在地変更）

2024年1月1日 一部改訂（行政区再編のため）

2024年4月1日 一部改訂（当日キャンセル料 追加のため）

2024年5月1日 一部改訂（当日キャンセル料 削除）

保険給付として適当でないサービス（生活援助に含まれない行為）

- 1、商品の販売や農作業等の生業の援助的な行為
- 2、直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

1 「直接本人の援助」に該当しない行為

- 1) 主として家族の便利に供する行為又は家族が行う事が適当であると判断される行為
 - ①利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
 - ②主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ③来客の応接（お茶・食事の手配等）
 - ④自家用車の洗車・清掃 等

2 「日常生活の援助」に該当しない行為

- 1) 訪問介護員等が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ①草むしり
 - ②花木の水やり
 - ③犬の散歩等にペットの世話 等
- 2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
 - ①家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ②大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ
 - ③室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ④植木の剪定等の園芸
 - ⑤正月、節句等のために特別な手間をかけて行う料理 等

利用料金

- * 介護予防訪問サービス（Ⅰ） 1, 176 単位／月
介護予防訪問サービス計画において1週に1回程度の指定介護予防訪問サービスが必要と認められた方
- * 介護予防訪問サービス（Ⅱ） 2, 349 単位／月
介護予防訪問サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防訪問サービスが必要と認められた方
- * 介護予防訪問サービス（Ⅲ） 3, 727 単位／月
介護予防訪問サービス計画において（Ⅱ）に掲げる回数の程度を超える指定介護予防訪問サービスが必要と認められた方
- * 初回加算 200 単位
新規に介護予防訪問サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら介護予防訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問サービスを行う際に同行訪問した場合。
- ※ 浜松市は地域区分が7級地となり、1単位＝10,210円の計算となります。

（1） 交通費について

交通費は基本報酬に含まれているので交通費は無料となります。

ただし、当事業所の通常のサービス実施地域以外にお住まいの方は、交通費は実費で頂きます。

サービス実施地域を超え利用者宅までの往復距離数km×55円（税込）

（2） その他の費用について

（1） 介護予防訪問サービスを提供するにあたって、利用者宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は負担して頂きます。

（2） タクシーやバス等で一緒に出掛ける場合は、訪問介護員等の交通費は利用者の負担となります。

（3） 訪問介護員等がサービスを行うために、訪問介護開始地点に何らかの交通手段を使用しなければ戻れない場合、以下の料金を頂きます。

移動距離数km×55円（税込）・・・・（1km以上の場合）

＜例＞利用者宅から訪問介護員等の付き添いで病院への通院介助をした時に、途中でご家族に引継ぎ、訪問介護員等のサービスが終了となる場合。（病院から利用者様宅までの距離数に応じて計算させていただきます。）

- (4) 介護に関することで事務所への連絡が必要となった場合は、利用者宅の電話をお借りすることがあります。
- (5) 保険外のサービスをご希望される方は、別途料金がかかりますので、ご相談下さい。

(3) 介護職員処遇改善加算 (I)

所定単位数 24.5% を乗じた数字を加算

平成 24 年 7 月 1 日から実施する。

平成 26 年 4 月 1 日	一部改訂	(別紙② 消費税変更に伴い表記変更)
平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂	(別紙② 法改定により報酬単価変更)
平成 29 年 4 月 1 日	改訂	(介護予防・日常生活支援総合事業)
2019 年 10 月 1 日	一部改訂	(別紙② 法改定により報酬単価変更、 介護職員等特定処遇改善加算追加)
2021 年 4 月 1 日	一部改訂	(別紙② 法改定により報酬単価変更)
2022 年 10 月 1 日	一部改訂	(別紙② 法改定により介護職員等 ベースアップ等支援加算追加)
2024 年 4 月 1 日	一部改訂	(別紙② 報酬基準変更)
2024 年 5 月 1 日	一部改訂	(別紙② 報酬基準変更)
2024 年 6 月 1 日	一部改訂	(別紙② 法改定内容についての変更)